

産業消防委員会陳情審査結果報告書

当委員会に付託された陳情については、下記のとおり決定したので、水戸市議会会議規則第129条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 採択すべきもの

令和7年陳情第8号 カスタマーハラスメントを防止する条例の制定を求める陳情

本陳情については、市長に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものと審査決定した。

よって、次の意見を付して報告する。

意 見

本陳情については、願意に沿うよう努力されたい。

令和7年12月16日

水戸市議会議長 松 本 勝 久 様

産業消防委員会

委員長 佐 藤 昭 雄